

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年七月二日

岡山県知事 石 井 正 弘

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ備前店

所在地 備前市西片上字北一二七八一三

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 DOWAホールディングス株式会社

住所 東京都千代田区外神田四丁目一四一一

代表者の氏名 代表取締役 吉川 廣和

### 3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

#### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前九時

(変更後) マックスバリュ西日本株式会社 午前七時  
ゴダイ株式会社 午前九時

#### (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後十時

(変更後) マックスバリュ西日本株式会社 午後十時  
ゴダイ株式会社 午後十二時

#### (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三十分から午後十時十五分まで

(変更後) 午前六時三十分から午前零時十五分まで

#### (4) 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前)

二箇所

(変更後)

三箇所（出入口三については、午後十時から翌日午前六時三十分まで閉鎖する。）

### 4 変更年月日

平成二十二年七月二十一日

## 二 届出年月日

平成二十二年六月二十五日

### 三 縦覧の期間及び場所

#### 1 縦覧の期間

平成二十二年七月二日から平成二十二年十一月二日まで

#### 2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び備前市産業部商工観光課